

令和 年 月 日

申 出 書

本法人（団体）は、下記のいずれの事項にも該当します。

記

- 1 宮崎県内に事務所を有すること
- 2 本法人（団体）の構成員・役員等が、次のアからウまでのいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 県税に未納がないこと（納税義務の発生しない任意団体は除く。）
- 4 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約できる者
- 5 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としないこと

申請者

住 所

法人（団体）名

代表者職・氏名